

官報

号外
国会会議録

令和7年6月20日

○第二百十七回 参議院会議録第二十九号

令和七年六月二十日(金曜日)

午後五時三十一分開議

○議事日程 第三十号

令和七年六月二十日

午前十一時三十分開議

第一 独立行政法人男女共同参画機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、議員辞職の件
- 一、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第一及び第二
- 一、優生保護法問題の全面解決に関する請願外三百十二件の請願
- 一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

令和七年六月二十日 参議院会議録第二十九号

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、議員の辞職についてお諮りいたします。

昨十九日、鈴木宗男君から議員辞職願が提出されました。

辞表を参事に朗読させます。

(参事朗読)

辞職願

この度、一身上の都合により議員を辞職したいので、御許可くださるようお願い申し上げます。

令和七年六月十九日

参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員 鈴木 宗男

○議長(関口昌一君) 鈴木宗男君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

議員辞職の件 議事日程追加の件 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、発議者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。衆議院議員重徳和彦君。

(衆議院議員重徳和彦君登壇、拍手)

○衆議院議員(重徳和彦君) 立憲民主党の重徳和彦です。

ただいま議題となりました立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の野党七党で共同提出をいたしましたガソリン暫定税率廃止法案につきまして、提出者を代表し、その提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

そもそも、ガソリンの暫定税率というのは、一九七四年、道路財源を確保するため、まさに暫定的に上乗せをされたものであります。その後、二〇〇九年には一般財源化され、課税根拠を喪失したにもかかわらず、今日に至るまで実に五十年以上にわたり、国民はその負担を求められてきました。

現在、我が国の物価上昇率は三年連続で二%を上回り、直近五か月は連続で三%台を記録するなど、家計を圧迫しています。加えて、現下の緊迫する中東情勢を踏まえれば、今後、ガソリン価格が更に高騰するおそれもあります。こうした状況

で、このような不合理な税負担を放置し続けることは、政治的不作為にほかなりません。

昨年十二月十一日には、自民、公明、国民の三党の幹事長の間で、いわゆるガソリンの暫定税率を廃止すると明記された合意文書が交わされています。つまり、この時点から、与党の皆様にも暫定税率を廃止する責任が生じていたはずですが、しかし、一般の予算や税法の審議における我々の修正案に対しても、また日本維新の会や国民民主党との協議においても、その責任を果たそうとする姿勢は全く見受けられませんでした。

野党側の再三にわたる真剣な提案や協議に対して、与党は全く応えることなく通常国会をやり過ぎそうとしていることに我々は強い危機感を抱きました。このまま与党に任せていてはいつまでたつても暫定税率を廃止することはできない、この状況を何とかして打開したいという思いで多くの党が一致し、今回、野党七党共同で本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。

第一に、ガソリンの暫定税率について、関連する規定を削除し、廃止いたします。

第二に、政府は、ガソリンの暫定税率の廃止が円滑に実施されるようにするため、暫定税率廃止時におけるガソリンの手持ち在庫については、暫定税率と本則税率との差額について、必要な補助金の交付を行うこと等により、販売業者等の負担を軽減すること等の措置を講ずることとしていきます。

第三に、政府は、本法律の施行後直ちに、ガソリンの暫定税率の廃止により地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、地方公共団体の減収の全額を補填するために必要な措置を講ずることとしています。

以上が、本法案の趣旨及びその概要であります。

与党の皆様には、自らも暫定税率の廃止に責任を負う立場であることをよくよく自覚をされ、でない理由を探すことに心血を注ぐのではなく、政治的不作為を解消し、物価高に苦しむ国民生活を支えるため、本法案の成立に向け、建設的な御意見を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の趣旨説明といたします。(拍手)

ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。船橋利実君。

(船橋利実君登壇、拍手)

○船橋利実君 参議院自民党の船橋利実です。

私は、自民、公明を代表して、衆議院送付の租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者に質問をいたします。

まず、本法案では、本則において、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率を廃止するものとして、これに関連する規定は削除することとなっていますが、これに伴う国税及び地方税の減収額

と、それに見合う代替財源をどのように考えているのでしょうか。また、代替財源の確保の見直しはあるのでしょうか。それなしに当分の間税率を廃止するというのであれば、無責任な法案だと言わざるを得ませんので、提案者から、できるだけ具体的な対応策を示していただきたいと存じます。

地方揮発油税は地方税であることから、当分の間税率の廃止については、全国知事会を始めとする地方六団体は、代替財源なき廃止は受け入れられないとの声を上げています。そもそも、法案提出者は、地方六団体から意見を聴取した上で、法案提出への理解を求めたのでありましょうか。

本法案では、附則第三条において、政府は、地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う収収の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、その全額を補填するための必要な措置を講ずるものとするだけで、具体的な検討が行われた気配はありません。仮に提出会派による議論が進んでおらず、ただ政府に必要な措置を義務付けるだけでは、丸投げというそしりは免れません。

提出者に対して、附則第三条にある必要な措置としてどのようなものを想定しているのか、お伺いをいたします。

物価高に苦しむ国民生活を支えなければならぬという強い思いを受けて、政府・与党は最大十円のガソリン価格等の定額引下げを実施しており、さらに、中東情勢の緊迫化に伴うガソリンの小売価格の高騰に備えるために、今月二十六日か

ら予防的な激変緩和措置をとることも表明をしております。

一方、本法案では、本年七月一日の施行と僅かな期間で当分の間税率を廃止することとしておりますが、平成二十年には、暫定税率が期限切れを迎えたことで、まずは買い控え、価格表示の切替え、その後は渋滞や品切れが国内各地で相次いだ経験があることから、石油関係団体は準備期間の短さを大いに懸念されております。

そもそも、我が党は、既に暫定税率を廃止する方針を決めており、十二月の税制調査会に向けてしっかりと対応していく旨述べてきたところであります。それは、制度を変更するには、経済活動等を混乱させずにいかにスムーズに着地させるのか、相当慎重かつ緻密に検討を進めなければならない、議論や調整に時間を要するからであります。

中東情勢が厳しさを増す中、国が行うべきことは、単なるパフォーマンスではなく、経済や社会を混乱させることのない政策であると考えますが、それにもかかわらず、これらの懸念を踏まえた上で七月一日を施行日として決めた理由について提案者にお伺いいたします。

最後に、本法案につきましては、今国会会期末が迫る六月十一日、衆議院に提出され、その後、僅か三時間の委員会質疑のみで本会議採決に至り、参議院に送付してきたこと自体、参議院の審議時間を全く考慮しない、熟議の参議院を軽視したものと云わざるを得ません。

このような状況の中、本会議での質疑となった

ことを踏まえて、提出者には丁寧な答弁をいただきたいと存じます。

以上のことを申し上げ、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(衆議院議員重徳和彦君登壇、拍手)

○衆議院議員(重徳和彦君) 暫定税率廃止による減収額と代替財源についてお尋ねをいただきました。

まず、減収額についてですが、揮発油税と地方揮発油税の暫定税率を廃止した場合、一年間当たり約一兆円の減収が見込まれます。本法案では、来月七月一日より暫定税率を廃止することとしておりますので、今年度に生じる減収額は約〇・八兆円を見込んでいるところでございます。

次に、代替財源の確保策についてお答え申し上げます。

今回、政府・与党が突如として掲げた二万円給付は、財源として二〇二四年度収収の上振れ分を活用することですが、このような選挙目当ての一回限りのばらまきに使うぐらいなら、まずは今年度分の暫定税率廃止の財源として活用すべきではないでしょうか。

国民一人当たり二万円を給付した場合、単純計算で所要額は二・五兆円となります。加えて、住民税非課税世帯や子育て世帯には更に上乗せをされるということです。これを収収の上振れ分で購入、赤字国債の発行はしないということですから、どれだけ少なく見積もっても二・五兆円以上の上振れを見込んでいられるものと推察できます。そ

うであれば、今年度分の暫定税率廃止の財源〇・八兆円を確保することは十分可能であります。

来年度以降の恒久財源については、歳出歳入の総合的な改革により捻出をするべきと考えておりますが、昨年十二月十一日の自公国幹事長間合意により、与党の皆さんも暫定税率の廃止に責任を負っているわけでありますから、是非とも一緒に考えていただき、積極的な御提案を賜ればと思います。

以上です。(拍手)

(衆議院議員青柳仁士君登壇、拍手)

○衆議院議員青柳仁士君 地方公共団体の減収を補填するための措置についてお尋ねをいただきました。

本法案が成立し、暫定税率が廃止された場合、地方の財源たる地方揮発油譲与税が約三百三十億円減収することが見込まれます。この減収については、御指摘のとおり、法律の附則第三条において、この法律の施行後直ちに、地方公共団体の減収の全額を補償するために必要な措置を講じると規定しており、政府において速やかに対応することを求めています。

これまでも、国の減税措置によって地方に減収が生じた場合には、地方特例交付金によって当該減収額を補ってきた経緯がございます。具体例を一つ挙げますと、二〇〇八年、参議院のねじれ国会の中で租税特別措置法が年度内に成立せず、暫定税率が失効したときにも同様の措置がとられているところでございます。

今回も同様の措置により地方の減収を補填する

令和七年六月二十日 参議院会議録第二十九号

ことを想定しており、可能な限り速やかに、仮に参議院選挙後に国会が開催されるのであれば、その臨時国会において必要な立法措置を講じることが必要だと考えております。(拍手)

(衆議院議員田中健君登壇、拍手)

○衆議院議員田中健君 施行日を七月一日としている理由についてお尋ねをいただきました。

現在、我が国の物価上昇率は三年連続で二%を上回り、直近六か月は連続で三%台を記録するなど、日々家計を圧迫しております。また、御指摘のとおり、中東情勢は緊迫化をしており、今後、ガソリン価格が更に高騰するおそれもあります。こうした状況に鑑みれば、暫定税率の廃止は一刻も早い方が望ましいということは言うまでもありません。

そもそも、昨年の十二月十一日には、自民、公明、国民の三党の幹事長合意でいわゆるガソリンの暫定税率は廃止すると明確に確認をされており、この時点では与党にもガソリンの暫定税率を廃止する責任が生じていたはずであります。その後、今日に至るまで半年間、暫定税率の廃止を求める我々の提案をほごにできたのは、ほかならぬ与党の皆さんではありませんか。

できない理由を探すのではなく、どのようにすれば国民生活を支えることができるのかを考えるのが政治の役割です。物価高に苦しむ国民を支えるためにも、本法案の成立に向け、是非建設的な御意見を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 柴慎一君。

(柴慎一君登壇、拍手)

○柴慎一君 立憲民主・社民・無所属の柴です、柴慎一です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるガソリン税暫定税率廃止法案に対して質問をいたします。

先ほども提案者からあったように、日本の物価は三年連続で二%を大きく上回り、消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっています。特にエネルギーと食料品の物価が高騰しており、国民生活、家計を圧迫しています。

物価高に対する最大の対策は、物の値段そのものを直接引き下げることです。その最も有効な手段が本法案に示された暫定税率の引下げという税制による措置です。

野党七党は、そんな国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対してガソリン価格を引き下げるためにガソリン暫定税率廃止法案を共同で提出し、衆議院で可決に至りました。

そもそも、ガソリンの暫定税率については、昨年十二月十一日には、自民党、公明党、国民民主党の三党の幹事長がガソリン暫定税率の廃止で合意したと承知しています。また、今年の三月以降、自民党、公明党は、日本維新の会との暫定税率引下げに、廃止に向けた協議が続けてきたと承知しています。しかし、現時点で廃止に向けた明確な方針が与党から一切示されていません。そう

した現状を踏まえ、この度、野党会派が一致して本法律案を提出に至った経緯とその意義について、提案者に答弁をお願いいたします。

ガソリン暫定税率廃止に伴う減収は、今年度については七月一日からの実施として約八千億円を見込んでおり、暫定税率が廃止に至った場合、道路財源に穴が空くのではないかと懸念が一部示されています。

そうした懸念がある一方で、二〇〇九年度には道路特定財源は既に一般財源化され、道路整備の費用を賄うという暫定税率創設当初の課税根拠はなくなっています。暫定税率引下げによる道路整備への影響やその財源について懸念する声に対して、不安払拭に向け丁寧に説明すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

今回の法案では、ガソリン暫定税率廃止に係る様々な課題をクリアする政策を野党が共同して提出していると承知しています。

衆議院の質疑では、関係省庁、地方自治体、業界団体に与える影響について質問がありました。しかし、ガソリン税の一番の関係者はガソリンを購入する国民一人一人です、国民です。したがって、五十年以上も続いた暫定税率をまずは廃止すること、このことこそ、物価高に苦しむ国民生活の、国民の生活を守ること、そのことこそ最重視すべきであります。

衆議院での質疑を通じて、参議院に送付をされた本法案は、物価高から国民を守るための野党連携の一つの成果として、真摯な審議を通じて法案の成立が期待されているものと考えます。そし

て、その意義と成果について提案者の見解をお伺いいたします。

以上、物価高から国民を守り抜くための税制措置の必要性について強く訴え、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(衆議院議員青柳仁士君登壇、拍手)

○衆議院議員(青柳仁士君) 本法案の提出の経緯と意義について御質問をいただきました。

やはり本法案の最大の意義は、食料品などの物価高の中で国民生活の下支えになることであります。特に地方において車は日常生活に欠かせないものであり、その日常的成本であるガソリン、軽油の価格が下がることは大きな効果があると考えています。同時に、ガソリン、軽油の価格が下がることは物流経費の引下げにつながります。身の回りのあらゆるものの価格が上がっています。そのほとんどに物流コストが掛かっていますので、広範な商品・サービス価格の引下げにつながることを期待できます。

次に、本法案提出の経緯について申し上げます。

暫定税率廃止については、今回共同で提出した七党は、それぞれに様々な形でその実現を求めてまいりました。

そもそも、日本維新の会は、今年度の修正予算が、この賛成をする条件として、自民党、公明党との間でガソリンの暫定税率の廃止、この租税特別措置に書かれていることの誠実な履行というのを条件に賛成をさせていただきました。また、昨年十二月十一日には、国民民主党との間で

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

自民党、公明党は幹事長レベルの合意文書を交わしまして、このときは、補正予算に賛成する条件としてガソリンの暫定税率の廃止を行うとされておりました。

その後、日本維新の会としましては、三か月間、六回にわたる協議を真摯に行っておりました。最終的に、我々が七月から行いたいということとを二か月前から申し上げておりましたが、それに対する、提案に対するこの回答は拒否であったということでありました。さらに、その際に自民党、公明党側から回答がありましたのは、七月でなくとも、十二月であっても、三月であっても、これはいつから実施するかというのは明言できないというお答えでした。

ですので、このような中で我々は、自民党、公明党には実現する意思がない、やる気がないと判断せざるを得ず、その結果、志を共にする野党とともに実施することを決めたものでございます。

自民党、公明党に全くやる気がないことが明確になったということで、今回の経緯、そこから国民民主党、そして立憲民主党と協議を行いまして、方向性を確認できたことから、法案の一本化作業に入るとともに、ほかの野党にも声掛けを始めた。その結果が今回の野党七党による共同提出です。

そして、共同提出したことにより、衆議院で可決し、今こうして参議院の皆様の前で御説明させていただくことができました。この参議院の場でも、御協力をいただきました野党各党の皆様にお礼を申し上げます。(拍手)

(衆議院議員田中健君登壇、拍手)

○衆議院議員(田中健君) 暫定税率の廃止と道路整備の関係について御質問をいただきました。

結論から申し上げます、暫定税率を廃止をして道路整備に影響は与えないと考えています。

御指摘の背景には、かつて揮発油税が道路整備の特定財源であったことがあるかとは思いますが、この道路特定財源制度は二〇〇八年度末をもって廃止をされております。これ以降、揮発油税は一般財源となっております。したがって、揮発油税の増減と道路整備の財源は既にリンクをしなくなっています。

同時に、私たちは、今回の暫定税率廃止による税収を見合う財源を確保することを前提としています。先ほども説明がありましたが、まずは今年度分については、政府・与党が活用を主張している昨年度の税収の上振れ分、こちらに活用することを考えています。政府・与党の主張では少なくとも二・五兆円程度の増収が、増があるようですので、十分に今年度の税収分を賄うことは十分可能だと思っています。

また、来年以降については、歳入歳入の総合的な改革により捻出をすべきと考えます。昨年十二月の自公国幹事長の合意により、半年以上がたっているわけでありまして、与党の皆さんも暫定税率の廃止に責任を持っており、この間も考えてくれていると思っておりますので、是非とも一緒にこの来年度以降の予算も考えていきたいと思っております。(拍手)

(衆議院議員重徳和彦君登壇、拍手)

○衆議院議員(重徳和彦君) 野党連携の意義と成果について御質問をいただきました。

昨年の総選挙の結果、衆議院では与党が過半数割れとなりました。その瞬間から、野党がまとまれば与党を凌駕できる政治環境が衆議院では生まれました。そして、今般、その環境を生かし、ガソリン暫定税率廃止法案という、国民の皆様が期待するが与党が拒否する政策の実現に向けて歴史的な一歩を刻んだと自負しております。

我々野党各党は、党が異なる以上、それぞれに異なる理念、政策を持つことから、まとまるためには幾つものハードルがありますが、しかし、この暫定税率廃止法案にあつては、自民党、公明党の怠慢への強い危機感も弾みとなり、野党が結束し、物価高の中で国民生活を支える政策を前に進めることができました。

残念ながら、参議院では与党が過半数を有しています。しかし、目の前の参議院選挙で野党が勝利し、衆参両院で野党が過半数を占めれば、より一層国民の皆様のための政策を実現できる環境となります。

参議院選挙を前に、こうした大きな可能性を国民の皆様にお示しできたことも、今回の野党連携の大きな成果だと考えております。

御協力をいただいた野党各党の皆様にご心より感謝を申し上げます。答弁を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 独立行政法人男女共同参画機構法案 日程第二 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上両案を一括して議題といたします。 まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長和田政宗君。	〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕 〔和田政宗君登壇、拍手〕 ○和田政宗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 まず、独立行政法人男女共同参画機構法案は、独立行政法人男女共同参画機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。 次に、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進する機関としての機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うおとするものであります。 委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、男女共同参画社会の実現に向けた取組状況、新設される機構の機能強化のための方策、国立女性教育会館の研修施設等の撤去をめぐる対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。	質疑を終局した後、日本維新の会を代表して片山委員より、機構法案の附則に施行後三年以内の検討条項を追加する旨の修正案が提出されました。 次いで、討論に入りましたところ、日本維新の会の片山委員より両法律案の原案に反対、機構法案の修正案に賛成、日本共産党の井上委員より両法律案の原案及び機構法案の修正案に反対、れいわ新選組の大島委員より両法律案の原案及び機構法案の修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。 次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。 以上、御報告申し上げます。(拍手)	○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。 両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。 〔投票開始〕 ○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。 〔投票終了〕 ○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。 投票総数 二百三十三	賛成 百九十六 反対 三十七 よつて、両案は可決されました。(拍手) 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕 ○議長(関口昌一君) これにて休憩いたします。 午後六時六分休憩 午後七時三十一分開議 ○議長(関口昌一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 この際、日程に追加して、本日内閣委員長外三委員長から報告書が提出されました優生保護法問題の全面解決に関する請願外三百三十二件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。 優生保護法問題の全面解決に関する請願(九十七件) 裁判所の人的・物的充実に関する請願(二十七件) パーキンソン病の治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願(二十一件) 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(八十二件)	国立病院の機能強化に関する請願(三十五件) 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(五十六件) 社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願 北方領土返還促進に関する請願 〔審査報告書は本号末尾に掲載〕 ○議長(関口昌一君) これらの請願は、委員長の報告を省略し、各委員会決定のとおり採択することにより御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。 よつて、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。 ○議長(関口昌一君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査
--	---	---	---	--	--

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

○議長(関口昌一君) 本件は各委員長要求のとおり決すること(御異議ございませんか。)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君
副議長 長浜 博行君

議員
伊藤 岳君 吉良よし子君
仁比 聡平君 青島 健太君
大門実紀史君 柳ヶ瀬裕文君
岩渕 友君 山添 拓君
串田 誠一君 紙 智子君
井上 哲士君 倉林 明子君
高木かおり君 山下 芳生君
小池 晃君 石井 苗子君
山口 和之君 猪瀬 直樹君
柴田 巧君 金子 道仁君
竹内 真二君 松野 明美君
高橋 次郎君 窪田 哲也君
中条きよし君 安江 伸夫君
高橋 光男君 嘉田由紀子君
下野 六太君 塩田 博昭君
藤巻 健史君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 佐々木さやか君
片山 大介君 河野 義博君
杉 久武君 矢倉 克夫君

石井 章君 平木 大作君
新妻 秀規君 豊田 俊郎君
浅田 均君 上田 勇君
若松 謙維君 横山 信一君
松沢 成文君 山本 博司君
里見 隆治君 伊藤 孝江君
秋野 公造君 滝波 宏文君
竹谷とし子君 石川 博崇君
谷合 正明君 西田 実仁君
山口那津男君 青木 一彦君
山本佐知子君 吉井 章君
友納 理緒君 長谷川英晴君
寺田 静君 加藤 明良君
小林 一大君 今井絵理子君
赤松 健君 白坂 亜紀君
小川 克巳君 三浦 靖君
岩本 剛人君 加田 裕之君
船橋 利実君 比嘉奈津美君
山田 太郎君 松川 るい君
長峯 誠君 羽生田 俊君
堀井 巖君 舞立 昇治君
堂故 茂君 柘植 芳文君
滝沢 求君 酒井 庸行君
阿達 雅志君 松下 新平君
野村 哲郎君 猪口 邦子君
佐藤 信秋君 長谷川 岳君
高橋 克法君 中田 宏君
山谷えり子君 野上浩太郎君
尾辻 秀久君 三原じゅん子君
浅尾慶一郎君 福岡 資麿君

神谷 宗幣君 大島九州男君
梅村みずほ君 宮口 治子君
山本 太郎君 鈴木 宗男君
大野 泰正君 ながえ孝子君
田中 昌史君 若林 洋平君
山本 啓介君 清水 真人君
高橋はるみ君 本田 顕子君
宮崎 雅夫君 藤木 真也君
星 北斗君 進藤金日子君
自見はなこ君 三宅 伸吾君
こやり隆史君 宮本 周司君
森屋 宏君 上月 良祐君
馬場 成志君 北村 経夫君
太田 房江君 大家 敏志君
佐藤 正久君 牧野たかお君
石井 準一君 磯崎 仁彦君
藤川 政人君 古川 俊治君
岡田 直樹君 松山 政司君
武見 敬三君 山本 順三君
末松 信介君 高良 鉄美君
齊藤健一郎君 伊波 洋一君
浜田 聡君 平山佐知子君
藤井 一博君 永井 学君
古庄 玄知君 白井 正一君
越智 俊之君 梶原 大介君
神谷 政幸君 佐藤 啓君
小野田紀美君 朝日健太郎君
青山 繁晴君 山下 雄平君
吉川ゆうみ君 山田 宏君
和田 政宗君 石田 昌宏君

石井 正弘君	赤池 誠章君	田村 まみ君	芳賀 道也君	経済産業委員	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
江島 潔君	片山さつき君	小沼 巧君	磯崎 哲史君	辞任	ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案
森 まさこ君	山田 俊男君	浜口 誠君	打越さく良君	補欠	社会保険労務士法の一部を改正する法律案
石井 浩郎君	上野 通子君	森屋 隆君	浜野 喜史君	青木 一彦君	同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
松村 祥史君	宮沢 洋一君	上田 清司君	古賀 之士君	越智 俊之君	手話に関する施策の推進に関する法律案
有村 治子君	櫻井 充君	森本 真治君	川合 孝典君	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。
鶴保 庸介君	衛藤 晟一君	伊藤 孝恵君	野田 国義君	星 北斗君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
山崎 正昭君	中曽根弘文君	広田 一君	榎葉賀津也君	赤池 誠章君	悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書（塩村あやか君提出）（第一九九号）
山東 昭子君	奥村 政佳君	舟山 康江君	天畠 大輔君	秋野 公造君	消防団員の支援に関する質問主意書（塩村あやか君提出）（第二〇〇号）
大椿ゆうこ君	村田 享子君	船後 靖彦君		佐々木さやか君	海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書（紙智子君提出）（第二〇一号）
三上 えり君	水野 素子君				P F A S のリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書（川田龍平君提出（第二〇二号）
高木 真理君	古賀 千景君	衆議院議員	重徳 和彦君		同日次の質問主意書を内閣に転送した。
柴 慎一君	横沢 高德君	衆議院議員	青柳 仁士君		医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八〇号）
塩村あやか君	羽田 次郎君	衆議院議員	田中 健君		消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八一号）
田島麻衣子君	岸 真紀子君	衆議院議員			期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八二号）
石垣のりこ君	石川 大我君	衆議院議員			
井上 義行君	小沢 雅仁君	衆議院議員			
勝部 賢志君	木戸口英司君	衆議院議員			
小西 洋之君	杉尾 秀哉君	衆議院議員			
熊谷 裕人君	徳永 エリ君	衆議院議員			
渡辺 猛之君	古川 沙織君	衆議院議員			
斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君	衆議院議員			
中西 祐介君	川田 龍平君	衆議院議員			
牧山ひろえ君	田名部匡代君	衆議院議員			
水岡 俊一君	木村 英子君	衆議院議員			
橋本 聖子君	青木 愛君	衆議院議員			
辻元 清美君	福山 哲郎君	衆議院議員			
福島みずほ君	堂込麻紀子君	衆議院議員			
竹詰 仁君	鬼木 誠君	衆議院議員			

誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一八三号)

行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたeKYCの制度運用等に関する質問主意書(齊藤健一郎君提出)(第一八四号)

医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一八五号)

武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一八六号)

中国企業のCMへの日本人タレントの出演に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一八七号)

災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一八八号)

「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一八九号)

ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一九〇号)

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第一九一号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

手話に関する施策の推進に関する法律
昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

白井 正一君

青木 一彦君

辞任

補欠

文教科学委員

青木 一彦君

白井 正一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出)(衆第六二二号)

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出)(衆第六三三三号)

民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出)(衆第六四四号)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出)(衆第六五五号)

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出)(衆第六六六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外二名発議)

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(石橋通宏君外二名発議)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(第二百十六回国会、田中健君外一名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人男女共同参画機構法案(閣法第五二二号)審査報告書

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五三三三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二〇三三三号)

自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇四四号)

報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇五五号)

JUTMに関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇六六号)

国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇七七号)

大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇八八号)

形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇九九号)

エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一〇号)

介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一一号)

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第二一二号)

子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一二三三号)

政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一二四号)

ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二五五号)

特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二六六号)

医療・福祉の非営利性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二七七号)

政府の米政策に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二二八八号)

関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二二九九号)

公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二二〇号) DVからの避難等に関する質問主意書(石川大我君提出)(第二二一号) 男性のDV被害と自殺に関する質問主意書(石川大我君提出)(第二二二号) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二三号) 緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二四号) 防災庁の設置に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二五号) 離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二六号) 空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二七号) 学校事故対応に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二八号) ICJの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二九号) 公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三〇号) 有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三一号) 質問主意書の回答期限に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三二号) オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三三号)	精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三四号) 同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第二三五号) 難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第二三六号) 「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第二三七号) 薬価改定の課題に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二三八号) 本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 辞任 補欠 若林 洋平君 松山 政司君 財政金融委員 辞任 補欠 西田 昌司君 永井 学君 松山 政司君 若林 洋平君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 小池 晃君 大門実紀史君 国土交通委員 辞任 補欠 永井 学君 西田 昌司君 浜口 誠君 堂込麻紀子君 大門実紀史君 小池 晃君	予算委員 辞任 補欠 上田 勇君 安江 伸夫君 議院運営委員 辞任 補欠 安江 伸夫君 上田 勇君 本日委員会において選任した理事は次のとおりである。 総務委員会 理事 藤井 一博君 (藤井一博君の補欠) 理事 山本 博司君 (山本博司君の補欠) 法務委員会 理事 古庄 玄知君 (古庄玄知君の補欠) 外交防衛委員会 理事 若林 洋平君 (若林洋平君の補欠) 農林水産委員会 理事 佐藤 啓君 (佐藤啓君の補欠) 経済産業委員会 理事 田中 昌史君 (田中昌史君の補欠) 予算委員会 理事 永井 学君 (永井学君の補欠) 本日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを財政金融委員会に付託した。 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五三三号) 本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人男女共同参画機構法案 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	本日委員長から次の件について継続審査の要求書が提出された。 議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件 本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査 文科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
--	--	---	---

環境委員会	一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会	一、予算の執行状況に関する調査 災害対策特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会	一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査 本日委員長から次の報告書が提出された。 内閣委員会請願審査報告書(第一号) 法務委員会請願審査報告書(第一号) 厚生労働委員会請願審査報告書(第一号) 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号) 本日議員から次の質問主意書が提出された。 選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三九号) 無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二四〇号) ギグワークに関する質問主意書(水野素子君提出)(第二四一号) FIT・FIP制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四二号) 人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四三号)	地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四四号) 薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四五号) 高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第二四六号) いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのSOS相談窓口の乱立問題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二四七号) 本日次の質問主意書を内閣に転送した。 観光公害対策に関する質問主意書(齊藤健一郎君提出)(第一九二号) 政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一九三号) 石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一九四号) 地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一九五号) フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問主意書(浜田聡君提出)(第一九六号) 外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第一九七号) 固定価格買取制度に関する質問主意書(野田国義君提出)(第一九八号)	悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第一九九号) 消防団員の支援に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第二〇〇号) 海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書(紙智子君提出)(第二〇一号) PFASのリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二〇二号) 若年被害女性等支援事業に係る誹謗中傷等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二〇三号) 自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇四号) 報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇五号) JUTMに関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇六号) 国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇七号) 大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇八号) 形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二〇九号) エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二一〇号)	介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二一号) 営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第二二二号) 子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二三号) 政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二四号) ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二五号) 特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二六号) 医療・福祉の非営利性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二二七号) 政府の米政策に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二二八号) 関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二二九号) 公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第二三〇号) DVからの避難等に関する質問主意書(石川大我君提出)(第二三一号)
-------	---------------------------	------------------------------	---	--	---	--	---

男性のDV被害と自殺に関する質問主意書(石川大我君提出)(第二二三号) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二三号) 緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二四号) 防災庁の設置に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二五号) 離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二六号) 空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二七号) 学校事故対応に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二八号) IJCの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二二九号) 公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三〇号) 有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三一号) 質問主意書の回答期限に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三二号) オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三三号) 精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三四号)	同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第二三五号) 難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第二三六号) 「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第二三七号) 薬価改定の課題に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二三八号) 選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二三九号) 無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書(水野素子君提出)(第二四〇号) ギグワークに関する質問主意書(水野素子君提出)(第二四一号) FIT・FIP制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四二号) 人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四三号) 地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四四号) 薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第二四五号)	高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第二四六号) いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのSOS相談窓口の乱立問題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二四七号) 本日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員浜田聡君提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問に対する答弁書(第二四五号) 参議院議員浜田聡君提出血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問に対する答弁書(第二四六号) 参議院議員浜田聡君提出南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問に対する答弁書(第二四七号) 参議院議員浜田聡君提出衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問に対する答弁書(第二四八号) 参議院議員浜田聡君提出政府職員の公用マイレージに関する質問に対する答弁書(第二四九号) 参議院議員浜田聡君提出アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問に対する答弁書(第二五〇号) 参議院議員浜田聡君提出法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問に対する答弁書(第二六一号) 参議院議員浜田聡君提出中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問に対する答弁書(第二六二号)	参議院議員浜田聡君提出科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問に対する答弁書(第二六三号) 参議院議員浜田聡君提出公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問に対する答弁書(第二六四号) 参議院議員浜田聡君提出公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問に対する答弁書(第二六五号) 参議院議員浜田聡君提出外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問に対する答弁書(第二六六号) 参議院議員浜田聡君提出障害者支援の制度的空白に関する質問に対する答弁書(第二六七号) 参議院議員浜田聡君提出福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問に対する答弁書(第二六八号) 参議院議員浜田聡君提出福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問に対する答弁書(第二六九号) 参議院議員浜田聡君提出公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問に対する答弁書(第二七〇号) 参議院議員浜田聡君提出相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問に対する答弁書(第二七一号) 参議院議員浜田聡君提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対する答弁書(第二七二号)
--	--	---	---

参議院議員浜田聡君提出相談支援制度の構造的課題に関する質問に対する答弁書(第一七三号) 参議院議員浜田聡君提出補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問に対する答弁書(第一七四号) 参議院議員浜田聡君提出政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問に対する答弁書(第一七五号) 参議院議員浜田聡君提出日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対する答弁書(第一七六号) 参議院議員山本太郎君提出消費減税の実施に要する期間に関する質問に対する答弁書(第一七七号) 参議院議員山本太郎君提出原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問に対する答弁書(第一七八号) 参議院議員浜田聡君提出医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問に対する答弁書(第一七九号) 本日議院において採択した「優生保護法問題の全面解決に関する請願」外三百十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。 本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 独立行政法人男女共同参画機構法 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査 文部科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査	議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件 災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会 一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査 本日本院衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。 内閣委員会 一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号) 二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三二号) 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出、衆法第四三三号) 四、国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出、衆法第四四号) 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、衆法第四五五号) 六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、衆法第六〇号)	七、内閣の重要政策に関する件 八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 九、栄典及び公式制度に関する件 一〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 一一、国民生活の安定及び向上に関する件 一二、警察に関する件 総務委員会 一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出、衆法第一二二号) 二、地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名提出、衆法第二七号) 三、地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四六号) 四、地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四七号) 五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外六名提出、衆法第五八号) 六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 七、地方自治及び地方税財政に関する件 八、情報通信及び電波に関する件 九、郵政事業に関する件 一〇、消防に関する件 法務委員会 一、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出、衆法第二九号) 二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出、衆法第三〇号)
---	---	--	---

三、民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名提出、衆法第三五号) 四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出、衆法第六一号) 五、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、衆法第三二号) 六、民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、衆法第六四号) 七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、衆法第六五号) 八、裁判所の司法行政に関する件 九、法務行政及び検察行政に関する件 一〇、国内治安に関する件 一一、人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号) 二、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第四号) 三、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号)	四、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二三号) 五、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二五号) 六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、衆法第五二号) 七、財政に関する件 八、税制に関する件 九、関税に関する件 一〇、外国為替に関する件 一一、国有財産に関する件 一二、たばこ事業及び塩事業に関する件 一三、印刷事業に関する件 一四、造幣事業に関する件 一五、金融に関する件 一六、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号) 二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、衆法第六号) 三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、衆法第七号)	四、文部科学行政の基本施策に関する件 五、生涯学習に関する件 六、学校教育に関する件 七、科学技術及び学術の振興に関する件 八、科学技術の研究開発に関する件 九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 二、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十五回国会衆法第二号) 三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号) 四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三三号) 五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外十二名提出、衆法第一号) 六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名提出、衆法第二号) 七、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(井坂信彦君外十五名提出、衆法第三号) 八、健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名提出、衆法第八号)	九、厚生労働関係の基本施策に関する件 一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第三八号) 二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出、衆法第三九号) 三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四〇号) 四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四一号) 五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出、衆法第四二号) 六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、衆法第六二号) 七、農林水産関係の基本施策に関する件 八、食料の安定供給に関する件 九、農林水産業の発展に関する件 一〇、農林漁業者の福祉に関する件 一一、農山漁村の振興に関する件
--	--	---	--

経済産業委員会

- 一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないうようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号)
 - 二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(階猛君外六名提出、衆法第一一号)
 - 三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出、衆法第五四号)
 - 四、経済産業の基本施策に関する件
 - 五、資源エネルギーに関する件
 - 六、特許に関する件
 - 七、中小企業に関する件
 - 八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
- 国土交通委員会
- 一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁土君外二名提出、衆法第二四号)
 - 二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、衆法第六三三号)
 - 三、国土交通行政の基本施策に関する件
 - 四、国土計画、土地及び水資源に関する件
 - 五、都市計画、建築及び地域整備に関する件
 - 六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件

- 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件
 - 八、北海道開発に関する件
 - 九、気象及び海上保安に関する件
- 環境委員会

- 一、国による全ての水保病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、衆法第六六号)
 - 二、環境の基本施策に関する件
 - 三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
 - 四、循環型社会の形成に関する件
 - 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
 - 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
 - 七、原子力の規制に関する件
 - 八、公害紛争の処理に関する件
- 安全保障委員会
- 一、国の安全保障に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算行政監視委員会
- 一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
 - 令和五年度特別会計歳入歳出決算
 - 令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
 - 令和五年度政府関係機関決算書
 - 二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
 - 四、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)
 - 五、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)
 - 六、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
 - 七、歳入歳出の実況に関する件
 - 八、国有財産の増減及び現況に関する件
 - 九、政府関係機関の経理に関する件
 - 一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
 - 一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
 - 一二、行政監視に関する件
- 議院運営委員会
- 一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名提出、衆法第五一五号)
 - 二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第五九号)
 - 三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、衆規第二二号)

- 四、国会法等改正に関する件
 - 五、議長よりの諮問事項
 - 六、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会
- 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二二号)
 - 二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件
- 政治改革に関する特別委員会
- 一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第九号)
 - 二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二二号)
 - 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三三号)
 - 四、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外四名提出、衆法第四四号)
 - 五、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外四名提出、衆法第五五号)
 - 六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、衆法第二一五号)
 - 七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出、衆法第五〇号)

八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、衆法第五五号)

九、政治改革に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する

総合的な対策に関する件

原子力問題調査特別委員会

一、原子力問題に関する件

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、衆法第二二二号)

二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十二名提出、衆法第五六号)

三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十三名提出、衆法第五七号)

四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

本日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。

審査報告書

独立行政法人男女共同参画機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年六月十九日

内閣委員長 和田 政宗

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もつて男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

附帯決議

一 独立行政法人男女共同参画機構(以下「機構」という。)の目的を男女共同参画促進施策の推進

とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター(以下「センター」という。)について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際には、女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たつては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行い、現状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟等の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、各施設の必要性を十分に検討した上で、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。

四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たつては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行

う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。

六 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人男女共同参画機構法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和七年六月十二日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

独立行政法人男女共同参画機構法案
独立行政法人男女共同参画機構法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 役員及び職員(第七条―第十一条)
第三章 業務等(第十二条・第十三条)

第四章 雑則(第十四条)

第五章 罰則(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人男女共同参画機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人男女共同参画機構(以下「機構」という。)は、男女共同参画促進施策(男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号。以下この条及び第十二条第一号において「基本法」という。))第八条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。)に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成(基本法第二条第一号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。第十二条第

三号において同じ。)の促進に寄与することを目的とする。

(中期目標管理法)

第四条 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

第九条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 基本法第八条に規定する基本理念に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行うこと。

二 男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者相互間の連携及び協働の促進を行うこと。

三 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間

の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に従事する者並びに外国の機関の職員であつてその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。

四 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。

五 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

六 前各号に掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額

を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 第四章 雑則 (主務大臣等) 第十四条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣 二 第十二条第三号に掲げる業務(女性教育関係者に対する研修に係る部分に限る。)及び同条第四号から第六号までに掲げる業務(女性教育に関する業務に係る部分に限る。)並びにこれらの業務に附帯する業務に関する事項に	については、文部科学大臣 三 第十二条に規定する業務のうち、前号に規定する業務以外のものに関する事項については、内閣総理大臣 2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 第五章 罰則 第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。 二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十四条並びに附則第三条、第四条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。 (機構の成立) 第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。 2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。	ろにより、その設立の登記をしなければならない。 (会館の解散等) 第三条 独立行政法人国立女性教育会館(以下「会館」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継する。 2 機構の成立の際現に会館が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 会館の解散の日の前日を含む事業年度(次項において「最終事業年度」という。)及び通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してされるものとする。 5 次に掲げる業務については、機構が行うものとする。 一 会館の最終事業年度に係る通則法第三十八	条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等に関する業務 二 会館の最終事業年度に係る通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務 6 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第六十八号。以下この項及び次条第一項において「旧会館法」という。)第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人男女共同参画機構の令和八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人男女共同参画機構法令和七年法律第十二号」と、同条第二項及び旧会館法第十五条第二号中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする。 7 第一項の規定により会館が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。 (機構への出資) 第四条 前条第一項の規定により機構が会館の権
--	--	---	--

利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(会館の職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第五条 機構は、機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号。以下この条において「平成十八年整備法」という。))

附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法

の施行の日以後に会館を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第四項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き会館の職員として在職する者に限る。)が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の会館の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に会館又は機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第六条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)及び第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第一項	の中期目標管理法人役職員であつた者	の中期目標管理法人役職員であつた者(独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第一号。第六項において「機構法」という。))附則第三条第一項の規定により解散した独立行政法人国立女性教育会館(以下「旧会館」という。)の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)
通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者	であつた者(旧会館の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の四第二項第四号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧会館を含む。)
通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと(機構法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百六十八号。以下この項において「旧会館法」という。))又は旧会館が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧会館規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
通則法第五十条の六第一号	であつた者 であつた者 であつた者 定めるもの	であつた者(旧会館の役員又は職員にこの法律、旧会館法若しくは他の法令又は旧会館規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。) であつた者(旧会館の役員又は職員であつた者を含む。) であつた者(旧会館の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。) 定めるもの(離職前五年間に在職していた旧会館の内部組織として文部科学省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)

通則法第五十条の六第二号	うち、当該中期目標管理理法人
	人
通則法第五十条の六第三号	うち、当該中期目標管理理法人（旧会館を含む。） 、当該中期目標管理理法人（旧会館を含む。以下この号において同じ。）

（独立行政法人国立女性教育会館法の廃止） 第七条 独立行政法人国立女性教育会館法は、廃止する。 （独立行政法人国立女性教育会館法の廃止に伴う経過措置） 第八条 会館の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行の日以後も、なお従前の例による。 （罰則に関する経過措置） 第九条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。	
審査報告書 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 令和七年六月二十日 参議院會議録第二十九号	
うち、当該中期目標管理理法人（旧会館を含む。） 、当該中期目標管理理法人（旧会館を含む。以下この号において同じ。） 令和七年六月十九日 内閣委員長 和田 政宗 参議院議長 関口 昌一殿 要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行った。 一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。 一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の方方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際には、女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。 二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 三 機構から埼玉県への土地の返還に当たつては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行い、現状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟等の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、各施設の必要性を十分に検討した上で、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。 四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たつては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。 五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。 六 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。 右決議する。 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。 令和七年六月十二日 衆議院議長 額賀福志郎 参議院議長 関口 昌一殿 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （男女共同参画社会基本法の一部改正） 第一条 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。 第十八条中「その他の」の下に「国及び地方公	

令和七年六月二十日 参議院會議録第二十九号

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 優生保護法問題の全面解決に関する請願外三百十二件の請願

二〇

共同体の」を加え、「に必要な」を「及び実施に資する」に改め、同条を第十八条の三とする。

第十七条の次に次の二条を加える。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることににより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第二十条を削り、第二章中第十九条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、

地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二条 男女共同参画社会基本法の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

第十八条第二項中「拠点の下に」(次項において「男女共同参画センター」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構
独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第 号)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構
独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第 号)

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第五条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「独立行政法人国立女性教育会館の」を「独立行政法人男女共同参画機構の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書(内閣委員会)
請願審査報告第一号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和七年六月二十日

内閣委員長 和田 政宗

参議院議長 関口 昌一殿

(別紙)

一、採択すべきもの(九〇件)

内閣に送付するを要するもの

優生保護法問題の全面解決に関する請願(九〇件)

第一六八八号、第一六八九号、第一六九〇号、第一六九一号、第一六九二号、第一六九三号、第一六九四号、第一六九五号、第一六九六号、第一六九七号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第一七〇五号、第一七〇六号、第一七〇七号、第一七〇八号、第一七〇九号、第一七一〇号、第一七一一号、第

一七一二号、第一七一三号、第一七二四号、第一七一五号、第一七一六号、第一七一七号、第一七八号、第一八四三三、第一八四四号、第一八四五号、第一八四六号、第一八四七号、第一八四八号、第一八四九号、第一八五〇号、第一八五一号、第一八五二号、第一八五三三、第一八五三三、第一八五四号、第一八五五号、第一八五六号、第一八五七号、第二〇六三三、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二一五二二、第二一五三三、第二二四六六、第二二四七号、第二二四八号、第二二六九号、第二二七〇号、第二二七一、第二二七二、第二二七三六八号、第二四六〇号、第二四九七号、第二四九八号、第二四九九号、第二五八五号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二七二七号、第二七二八号、第二七二九号、第二七三〇号、第二七三十一号、第二七七八号、第二八〇〇号、第二八二九号、第二八三〇号、第二九〇四号、第二九六一号、第二九六二二、第三〇〇九号、第三〇五三三、第三〇六九号、第三〇七〇号、第三〇七一

審査報告書(法務委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和七年六月二十日

法務委員長 若松 謙維
参議院議長 関口 昌一殿

(別紙)

一、採択すべきもの(二七件)

内閣に送付するを要するもの

裁判所の人的・物的充実に関する請願(二七件)

第一四七六号、第一五一六号、第一五一七号、第一五一八号、第一五七七号、第一五七八号、第一五七九号、第一六一二、第一六一二二、第一六五四号、第一六五五号、第一六五六号、第一六五七号、第一六五八号、第一六五九号、第一六六〇号、第一六六一号、第一六六二二、第一六六三三、第一六六四号、第一六六五号、第一六六五八号、第二二五三三、第二二七八号、第二二七九号、第二四六四号、第二九〇九号

審査報告書(厚生労働委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和七年六月二十日

厚生労働委員長 柘植 芳文
参議院議長 関口 昌一殿

(別紙)

一、採択すべきもの(一九五件)

内閣に送付するを要するもの

パーキンソン病の治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願(二二件)

第三六四号、第八〇九号、第八一〇号、第九九二二、第一〇四九号、第一〇五〇号、第一〇六二二、第一〇六三三、第一〇六四四号、第一〇七〇号、第一〇八四四、第一〇八七号、第一〇八八号、第一二七三三、第一三九三三、第一四四一、第二〇〇七号、第二〇〇八号、第二一〇三三、第二四六七号、第三〇三七号

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(八二件)

第五三四号、第五三五号、第五三六号、第五三七号、第五三八号、第五三九号、第五四〇号、第五四一、第五四二、第五四三三、第五四四号、第五四五号、第五四六号、第五四七号、第五四八号、第五四九号、第五五〇号、第五五一、第五五二、第五五三三、第五五四号、第五五七号、第五五七八号、第五五七九号、第五五八〇号、第五八一、第五八二二、第五八三三、第五八四四、第五八五号、第五八六号、第五八五号、第五八六号、第五八七号、第五八八号、第五八九号、第六〇〇号、第六〇一、第六〇二、第六〇三

国立病院の機能強化に関する請願(三五件)

第一一三九号、第一一四〇号、第一一四一、第一一四二、第一一四三、第一一四四号、第一一四五号、第一一四六号、第一一六三三、第一一六四号、第一一六五号、第一一八二二、第一一八三三、第一一八四号、第一一八五号、第一一九二、第一一九六号、第一一九九号、第二二〇八号、第二二〇九号、第二二七四号、第二三四七号、第二三四八号、第二四四五号、第一六六九号、第二二〇七号、第二二九八号、第二五五一、第二六二二、第二七四八号、第二八六六号、第二八六七号、第二九四三三、第二九四四号、第三〇八九号

岸 真紀子君	熊谷 裕人君	榛葉賀津也君	田村 まみ君
小西 洋之君	古賀 千景君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君
古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	芳賀 道也君	浜口 誠君
塩村あやか君	柴 慎一君	浜野 喜史君	舟山 康江君
杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	伊波 洋一君	高良 鉄美君
田名部匡代君	高木 真理君	大野 泰正君	寺田 静君
辻元 清美君	徳永 エリ君	ながえ孝子君	長浜 博行君
野田 国義君	羽田 次郎君	平山佐知子君	宮口 治子君
広田 一君	福山 哲郎君	反対者氏名 三七名	
牧山ひろえ君	三上 えり君		
水岡 俊一君	水野 素子君		
村田 享子君	森本 真治君		
森屋 隆君	横沢 高德君		
吉川 沙織君	秋野 公造君		
伊藤 孝江君	石川 博崇君		
上田 勇君	河野 義博君		
窪田 哲也君	佐々木さやか君		
里見 隆治君	塩田 博昭君		
下野 六太君	杉 久武君	松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
高橋 次郎君	高橋 光男君	山口 和之君	井上 哲士君
竹内 真二君	竹谷とし子君	伊藤 岳君	岩渕 友君
谷合 正明君	新妻 秀規君	紙 智子君	吉良よし子君
西田 実仁君	平木 大作君	倉林 明子君	小池 晃君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	大門実紀史君	仁比 聡平君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君	山下 芳生君	山添 拓君
山口那津男君	山本 博司君	大島九州男君	木村 英子君
横山 信一君	若松 謙維君	天畠 大輔君	船後 靖彦君
伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	山本 太郎君	齊藤健一郎君
上田 清司君	川合 孝典君	神谷 宗幣君	梅村みずほ君

